

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【公開番号】特開2008-40403(P2008-40403A)

【公開日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-007

【出願番号】特願2006-218028(P2006-218028)

【国際特許分類】

G 03 G 15/16 (2006.01)

G 03 G 21/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/16

G 03 G 15/00 5 5 4

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月5日(2009.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

現像剤像を担持する像担持体と、

前記像担持体の表面に臨んで重力方向の下向きに開口された現像剤回収口を有し、前記像担持体の表面の現像剤を前記現像剤回収口から取り込むことで除去するクリーニング手段と、

前記像担持体および前記クリーニング手段を一体にユニットとして保持し、前記ユニットごと画像形成装置本体から引き出し可能である画像形成装置において、

前記画像形成装置本体から引き出された前記ユニットを所要の角度姿勢に前記ユニットを回動させることによって、前記現像剤回収口を水平方向に向かた状態で、

前記クリーニング手段を画像形成装置本体から取り外し可能であることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記現像剤回収口が水平方向に向く位置に前記ユニットをステイを介して、前記ユニットを支持する枠体に固定することを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記ステイの取付位置を変更することによって前記ユニットを前記枠体に対して所要の角度姿勢に固定することを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記像担持体に前記クリーニング手段を連結する前記結合部材が、前記枠体を前記画像形成装置本体から引き出しただけの状態ではマスク部材によって隠蔽されており、前記枠体に対して前記ユニットを所要の角度位置に回動させて固定して前記現像剤回収口が水平方向に向いたときに、前記マスク部材による前記結合部材の隠蔽が解除されるようになっていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記像担持体が中間転写体ベルトである場合に、その中間転写体ベルトに取り外し可能に前記結合部材で連結された前記クリーニング手段としてのベルトクリーナを有し、このベルトクリーナに設けた前記現像剤回収口がベルト表面に臨んで重力方向の下向きになっ

ていることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 6】

重力方向の下向きになっている前記現像剤回収口が、前記ユニットを所要の角度位置に回動させて固定した位置で水平方向に向くようにしてなっていることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 7】

前記現像剤回収口が水平方向に向くよう前記ユニットを所要の角度位置に回動させて固定するのはメンテナンス時であることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。